

# 熊本県立阿蘇中央高等学校いじめ防止基本方針

平成28年3月28日

いじめ防止対策委員会

## 目 次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2 学校の基本方針の内容	1
3 いじめの定義	2
4 いじめの理解	3
5 いじめの防止等に関する基本的考え方	4
(1) いじめの防止	4
(2) いじめの早期発見	4
(3) いじめへの対処	5
(4) 地域や家庭との連携について	5
(5) 関係機関との連携について	6
第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項	6
1 いじめ防止等のための本校が実施すべき施策	6
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	6
(2) いじめの学校等の対策のための組織	7
①いじめ防止対策会議の設置	7
②いじめ防止対策会議の構成員	7
③組織の役割と係分担	7
(3) 本校のいじめ防止等に関する取組	7
①年間計画	7
②いじめの早期発見の取組と実施時期	8
③いじめに対する措置	9
2 重大事態への対処	10
(1) 重大事態の発生と調査	10
①重大事態の発生と調査	10
ア 重大事態の発生と調査	10
イ 重大事態の報告、調査の趣旨及び調査主体について	10
ウ 調査を行うための組織について	11
エ 事実関係を明確にするための調査の実施	11
(ア) いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合	12
(イ) いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合	12
オ その他留意事項	12
②調査結果の提供及び報告	12
ア いじめを受けた生徒及び その保護者に対する情報を適切に提供する責任	12
イ 調査結果の報告	13
(2) 調査結果の報告を受けた県知事による再調査及び措置	13
①再調査	13
②再調査の結果を踏まえた措置等	13
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	13
1 基本方針の見直しの検討	13
2 基本方針策定状況の確認と公表	13